

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和7年4月18日

今治市長 徳永 繁樹



1 業務概要

(1) 業務名

今治市デジタル給付事業業務

(2) 業務の目的

紙媒体や現金等による給付及びボランティアなどの行動に対するインセンティブ付与を、域内限定可能なデジタル給付に転換することにより、市民の利便性と参加意欲の向上・域内消費の促進・事務作業の効率化を図ろうとするもの。

(3) 業務内容

- ①業務全体の運営管理
- ②デジタル給付および決済システムの運用
- ③加盟店舗の登録・管理及び精算業務
- ④利用者への対応
- ⑤アンケート調査
- ⑦その他業務（今後事業提案など）

詳細は、別紙「今治市デジタル給付事業業務仕様書」（以下「仕様書」といいます。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

2 見積限度額

48,175,952円（消費税及び地方消費税を含む。）

（見積限度額の内訳）

令和7年度 12,366,332円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 23,670,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 12,138,720円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

- (1) 市税等において未納がない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (6) 業務遂行にあたり、密接なコミュニケーションを要するため、愛媛県または近隣県内に事務所があり、本業務の運営に関わる担当者が常駐していること。
- (7) スマートフォン上で二次元バーコードを用いたキャッシュレス決済事業を1年以上継続しており、また現に今治市内で展開中であり専門的な知識や経験を有している者

5 担当部署

今治市役所 産業部 i.i.imabari!推進課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL：0898-36-1554

E-MAIL：iiimabari@imabari-city.jp

6 スケジュール

公告	令和 7 年 4 月 18 日（金）
質問受付締切	令和 7 年 4 月 25 日（金）
質問回答	令和 7 年 5 月 2 日（金）
参加表明受付締切	令和 7 年 5 月 9 日（金）
参加資格審査結果通知	令和 7 年 5 月 16 日（金）
企画提案書提出締切	令和 7 年 5 月 23 日（金）
企画提案審査 対面方式プレゼンテーション	令和 7 年 6 月 5 日（木）（予定） ※予備日 6 月 6 日（金）
結果通知	令和 7 年 6 月 13 日（金）（予定）
契約締結	令和 7 年 6 月 20 日（金）（予定）
業務開始日	令和 7 年 6 月 20 日（金）（予定）

※応募件数が多かった場合はプレゼンテーションを予備日にも実施することがある。

7 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

8 実施要領等の配布

（1） 配布期間

令和 7 年 4 月 18 日（金）から令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時 15 分まで

（2） 配布場所

ホームページ上でのみ配布するため期間内にダウンロードしてください。

<https://www.city.imabari.chime.jp/iimabari/>

9 参加表明

（1） 提出期間

令和 7 年 4 月 18 日（金）の日から令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時 15 分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（2） 提出場所

前記 5 「担当部署」

（3） 提出書類

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 会社概要（様式第 2 号）

- ウ 実績調書（様式第 3 号）
- エ 今治市税完納証明書（原本）
- オ 消費税及び地方消費税納税証明書（写し可）
- カ 登記事項証明書（法人の場合）（原本）
- キ 印鑑登録証明書（原本）
- ク 申立書（様式第 4 号）（提出書類のうち、正当な理由があり提出できない書類がある場合のみ提出）

なお、当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者は、エ～キの書類について、これを省略することができます。その場合、申立書において、該当のない提出書類の名称及び理由を申し立ててください。

（4） 提出部数

1 部

（5） 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

（6） 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記 4 「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により令和 7 年 5 月 16 日（金）までに通知します。

10 企画提案書の提出

（1） 提出期間

参加資格審査結果通知書の受領後から令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時 15 分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（2） 提出場所

前記 5 「担当部署」

（3） 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第 6 号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 「別紙 1 モデル仕様書」
- エ 参考見積書（様式第 7 号）＜別紙にて積算内訳を含む＞
別添 交付券面一覧（デジタルクーポン）の給付内容をもって、年度ごとに乗率や月額単価等を設定し、簡便な方法で運用経費の見積額を算出してください。

- オ 業務実施予定体制（様式第 8 号）
- (4) 企画提案書作成要領
 - ア 企画提案書は A 4 版で作成してください。
 - イ 仕様書に沿って企画提案を作成してください。
 - ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現(図表等を含む。)で作成してください。
 - エ 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行ってください。
- (5) 提出部数
 - ア 正本 1 部
 - イ 副本 7 部
- (6) 提出方法
 - 提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

11 選定方法

選定は、今治市デジタル給付事業業務プロポーザル選定委員会が行い、前記 7「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

- (1) プレゼンテーション審査
 - 企画提案書を提出した者に対し企画提案についてのプレゼンテーション審査を実施し、前記 7「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて評価します。最高得点を挙げた参加者が 2 人以上いる場合は、業務遂行力の評価項目の評価点を合算した値が高い提案者を上位とします。
- (2) 参加者が 1 者の場合は、今治市デジタル給付事業業務プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。
- (3) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。
- (4) プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、参加者に対し後日連絡します。

12 選定結果

選定結果を電子メールによりプレゼンテーション審査の参加者全員に通知します。

13 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意

事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

14 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

- (2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。